

改正案

現行

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

第一・第二 (略)

第三 無線設備

一 (略)

二 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
航空機局	(略)	(略)	(略)
船舶局	(略)	(略)	(略)
船舶地球局及び航空機地球局		(略)	(略)
地上基幹放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	・ 四について は、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。 ・ 五については、演奏所を有する(演奏	

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

第一・第二 (同上)

第三 無線設備

一 (同上)

二 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
航空機局	(同上)	(同上)	(同上)
船舶局	(同上)	(同上)	(同上)
船舶地球局及び航空機地球局		(同上)	(同上)
地上基幹放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	・ 四について は、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。 ・ 五については、演奏所を有する(演奏	

		所と直結するものを含む。)地上基幹放送局(テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。)に限る。
地上一般放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 隣接チャンネル漏えい電力	・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む。
アマチュア局	(略)	(略)
その他の無線局	(略)	(略)

注 1 ～ 3 (略)
三 (略)

		所と直結するものを含む。)地上基幹放送局(テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。)に限る。
アマチュア局	(同上)	(同上)
その他の無線局	(同上)	(同上)

注 1 ～ 3 (同上)
三 (同上)